

令和7年第12回農業委員会総会議事録

令和7年12月18日（木）第12回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員15人

会長	18番 仲田清志	会長職務代理者	1番 神山順一
2番	赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村 勉
5番	奥津賢司	6番 平利一	
8番	倉脇敏弥	9番 井藤孝久	
11番	藤川 雅	12番 小川広文	13番 山田條一
14番	森立夫	15番 安達利延	16番 信谷昌吾

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番 児玉公治	3番 泉 登
4番	溝尾美恵子	5番 三輪金樹	6番 妹尾良和
7番	後藤保夫	8番 大原砂利	9番 逸見則夫
10番	妹尾元弘		

欠席委員 3人

7番	奥津忠和	10番 宮本武博	17番 藤本 彰
----	------	----------	----------

議事	議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第55号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
	議案第56号 現況証明に係る現況認定について

報告事項	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長 小寺俊一
	主査 福田洋介
	主査 赤迫隆
	主任 真治将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日の出席は25名です。欠席は、7番奥津忠和委員、10番宮本委員、17番藤本委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会長	皆様、おはようございます。本日も、スムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。
福田主査	それではこれからの方の進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、11番藤川委員、12番小川委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	<p>農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が7件ございました。</p> <p>それでは、1番でございます。現地確認を12月3日に行っております。場所は下熊谷、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、譲渡人宅から離れており、維持管理が難しいため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会長	1番について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員	2番赤井です。確認日は12月7日、平委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。譲渡人が高齢のため、そして少し離れているため近所の人に贈与するものです。問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。現地確認を12月8日に行っております。場所は唐松、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。確認日は12月12日に森委員、三輪推進委員、私の3名で確認しております。申請地は、唐松です。国道180号線より県道長屋賀陽線を●●方面へ2キロ入りT字路を右折し300m進んだところの道路の右側に川があります。それを挟んだ右側です。譲受人の家と隣接していますし面積も少なく管理ができるものと思

	いますのでよろしくお願ひいたします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございます。現地確認を12月3日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は畠2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接している家を譲受人が購入することに伴い、申請地も購入し耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津賢司委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認を12月11日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、182号線を●●方面に進み、●●●●●より200m行った所を左に入り、更に500m入ったところにあります。新しく住居されるそこへ付随する土地であります。問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、奥津賢司委員が案件の関係者となりますので議事の前に退出をお願いします。

～ 奥津賢司委員退出 ～

会長 事務局の説明をお願いします。

真治主任 次に、4番でございます。現地確認を12月3日に行っております。場所は哲西町八鳥、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近隣を耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員10番妹尾委員。

妹尾(元)委員 推進10番妹尾です。7番奥津委員欠席のため代わりに説明いたします。確認は12月11日、両奥津委員、私の3名で行いました。場所は、国道182号線を●●方面、●●●の少し手前に●●●●があります。そこを左に入り100m行ったところの●●●●●を右に入るとありました。今まででは近所の方が耕作されておりましたが、耕作困難になりました。

	の度の申請となりました。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。1番。
神山委員	譲受人は会社経営で耕作請負していますが、この件は個人購入ですが耕作用機械を所有されているのでしょうか。
真治主任	機械所有しているかは、申請書に記入欄があり、そこに記入していただいておりますので、これを確認し判断しております。
会長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号4番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(举手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。
	～ 奥津賢司委員入室 ～
会長	続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、5番でございます。現地確認を12月8日に行っております。場所は哲多町荻尾、現況地目は田7筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物はリンドウと水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲受人は、新見市に移住し新規に就農を行いたいとのことで、申請地を取得し耕作するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。
井藤委員	9番井藤です。12月6日に小川委員、安達委員、逸見推進委員、私の4人で現地確認しました。場所は、県道新見井倉哲西線●●●●●●より●●方面へ300m行くと●●集落のコミュニティの向いに家がありその回りに●●●番から●●●番まであります。●●●●●●より農道を100m行くと●●●番●があります。取得した家に付随していたものです。農繁期には息子さんが手伝いに来られます。問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号5番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(举手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、6番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、6番でございます。現地確認を12月8日に行っております。場所は哲多町本郷、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は5人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接している家を譲受人が購入することに伴い、申請地も購入し耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。
安達委員	15番安達です。確認日は12月6日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名でしております。場所は、●●●●●●●●●●から●●方面に進むと●●●●●●があります。その裏になります。特に、問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、7番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、7番でございます。現地確認を12月8日に行っております。場所は哲多町宮河内、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、耕作を考えていた譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。
安達委員	15番安達です。確認日は12月6日、小川委員、井藤委員、逸見推進

	委員、私の4名でております。場所は、●●●●●を超えて進むと宮河内地内に入り●●があり、そこから200m先の道路右側にありました。特に問題ないと思います。以上です。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第53号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を12月3日に行っております。
	それでは、1番でございます。場所は哲西町上神代、現況地目は田1筆、転用目的は農地改良(嵩上げ)で、転用理由は、耕作をしやすいように、嵩上げを行いたいもの。です。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認日は12月11日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名でした。場所は、182号線沿いに●●●●がありそこから●●方面に200m進み国道沿いの下がったところにありました。嵩上げをし、耕作しやすいようにすることで問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
真治主任	ご意見、ご質問ございませんので、私の方から、盛土規制法について、事務局説明をお願いします。
会長	4月より、新しい法律が施行されております。盛土規制法です。この法律は、農地に限らず土地に盛土をしたり切土をしたりがある場合、ある一定の高さ等を超えるようなら県へ届出、許可を受けなければならぬという法律になります。その法律がありますので先にそれを処理してから農業委員会に申請を出していただくこととなります。今後、嵩上げ等はこのような流れになります。今回の嵩上げですが、高さが30センチの申請です。これは岡山県の規定内では、土地の形状を変更しない高さ30センチを超えないものは届出、許可が不要なので対象外となりますので、今回の申請は受け付けております。以上です。
会長	議案第53号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
真治主任	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第54号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
会長	次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。 それでは、1番でございます。現地確認を12月8日に行っております。場所は哲多町宮河内、現況地目は田1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、譲受人はアパートに居住しているが、家族が増え手狭になったので、実家近くで住宅を建設したいと考えている。実家に土地がないため、申請地の紹介があり、ここに住宅(木造2階建て)を建設したいもの。です。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金と借入金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員	15番安達です。12月6日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私の4名で確認しております。この件につきましては4ページの7番、売買で取得した●●さんの息子さんです。同じ譲渡人から売買により家を建てるもので問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、4条、5条の議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となります、諮問不要としてよろしいか。
全員	「よろしい。」
会長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第55号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案の新規分について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回新規の貸付について5件でております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を充たすと考えます。 1番、千屋井原、田5筆、5年間使用貸借 2番、上市、田1筆、3年間使用貸借 3番、草間、畑2筆、15年11か月賃貸借 4番、大佐布瀬、田1筆、18年3か月使用貸借 5番、哲西町大野部、田2筆、5年間使用貸借 新規につきましては、以上です。
会長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。

児玉委員	推進2番児玉です。確認日は12月7日、小田委員、泉推進委員と行いました。場所は、国道180号線千屋に●●地区がありますが、これは右に入ると●●地区に行くのですが国道から入る地点から200m進んだ先の右下にありました。問題ないと思います。
泉委員	推進3番泉です。現地確認を12月7日、平委員と私で確認しました。場所は、国道180号線を●●方面に向かって行くと●●●●と●●●●があります。●●●●から新見寄りに100m行くとこの圃場がありました。問題ないと思います。
妹尾(良)委員	推進6番妹尾です。現地確認を12月15日、藤本委員、藤川委員、神山委員と4人で行いました。現地は、●●●から北房井倉哲西線を4キロ進むと●●地区があります。その地区の●●の近くにありました。借受人は大変熱心な新規就農者の方で問題ないと思います。
後藤委員	推進7番後藤です。12月15日に確認しました。これは、県道勝山線から●●交差点から●●方面に進みますと●●集落があります。以前も出ておりますほ場整備の関係で、残っておりました分です。
妹尾(元)委員	推進10番妹尾です。確認日12月11日、両奥津委員、私の3名で確認しました。場所は、●●より大野部東城線を入り1.5キロ下った所の左側に管理された田がありました。問題ないと思います
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が21件でております。6番から26番までです。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定につい

	ては以上です。
会　　長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会　　長	ないようなので、議案第 55 号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、再設定を決定といたします。続きまして、議案第 56 号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	<p>それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回 4 件申請がございました。</p> <p>それでは 1 番でございます。現地確認を 12 月 3 日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田 5 筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50 年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和 40 年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に 2 番でございます。現地確認を 12 月 8 日に行っております。場所は唐松、台帳地目は畑 3 筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人が子どもの頃は耕作されていたが、耕作していた祖父が亡くなり耕作されなくなったため、昭和 60 年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に 3 番でございます。現地確認を 12 月 8 日に行っております。場所は正田、台帳地目は田 1 筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、申請人の祖父が亡くなった昭和 55 年頃から耕作しておらず、平成元年頃から次第に竹林となり、現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に 4 番でございます。現地確認を 12 月 8 日に行っております。場所は哲多町本郷、台帳地目は田 1 筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、昭和 50 年頃に隣接する宅地に住宅を新築するに伴い、家の前の入口の敷地として利用しており、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会　　長	この件について、関係地区委員の説明を 1 番より順次求めます。

小田委員	3番小田です。確認日は12月14日、児玉推進委員、泉推進委員としました。植林をされているので、境がわからないのが現状でした。場所は、●●●●●を入り50m進んだ右下に2筆、向かいの●●の上の山です。
西村委員	4番西村です。確認日は12月12日、森委員、三輪推進委員、私で確認しました。申請地は、唐松地内で現地は大木や竹が生えて原野となっていました。3番ですが、確認日は12月12日、森委員、三輪推進委員、私で確認しました。申請地は、正田●●地内の一一番下です。ここも木や竹が生えて山林となっておりました。以上です。
安達委員	15番安達です。12月6日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私の4名で確認しました。現況とおり宅地となっておりました。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第56号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、認定といたします。報告事項に入る前に10分間、休憩とします。
	～ 休憩 ～
会長	再開します。続きまして報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回9件ございました。1番から5番の案件と7番から9番の案件は、それぞれが同様の土地で同様の申請となっていますので、併せて説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

全 員	「よろしい。」
真治主任	<p>それでは、1番、2番、3番、4番、5番でございます。現地確認を1月14日に行っております。場所は哲西町矢田、登記地目は1番が田1筆、2番が田4筆、畑1筆、3番が田1筆、4番が田5筆、5番が田4筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。</p> <p>次に6番でございます。現地確認を11月14日に行っております。場所は草間、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。</p> <p>次に7番、8番、9番でございます。現地確認を11月26日に行っております。場所は西方、登記地目は7番が田1筆、8番が田1筆、9番が田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員より1番より順次報告願います。
妹尾(元)委員	推進10番妹尾です。1番4番5番が同じ集落内の200m以内にありましたので、まとめて説明させていただきます。確認日は11月9日、両奥津委員、私の3名で行いました。場所は、国道182号線を●●方面へ進み●●●近くに●●●●があります。そこから右折し3キロぐらい先に●●集落があります。その集落内にこの3件がありました。原野となっていました。以上です。
奥津(賢)委員	5番奥津です。2番3番を説明します。●●●より左側へ1キロ入った所にありました。全て原野です。以上です。
神山委員	1番神山です。6番、確認を11月13日、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私でしております。場所は、●●●●●から東南へ1キロ行った所です。山に隣接しており原野でした。
倉脇委員	8番倉脇です。11月26日に平委員、溝尾推進委員と3名で確認しました。場所は、●●●●●●●の交差点から西へ400m入ったところを●●方面に右折し1キロ進んだところに●●●●●●●と●●●●があります。その間の土地になります。7番8番9番とも全て原野となっていました。

会長	続きまして農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地転用期間変更届が1件出ています。大佐田治部地内、農地法第5条、庫裡及び駐車場。変更理由、資材・物資の高騰ということででております。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。
山田委員	13番山田です。12月15日に確認しました。変更理由は記載のとおりです。県道沿いなので駐車場は7割ぐらいできているようです。以上です。
会長	次に、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が3件でております。 1番馬塚地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、完了日令和7年10月25日。 2番哲西町大野部地内、農地法施行規則第29条、農機具及び穀物保管庫、完了日令和7年10月28日。 3番長屋地内、農地法第5条、資材置場、完了日令和7年10月1日。 以上です。
平委員	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。
妹尾(元)委員	6番平です。確認日は12月7日、赤井委員、泉推進委員と確認しました。鉄パイプで、できておりました。以上です。
森委員	推進10番妹尾です。確認日は12月11日、両奥津委員と私の3名でしました。完成しておりました。
会長	続きまして、利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	<p>利用権設定中途解約合意書が4件でております。</p> <p>1番坂本地内、田2筆、湿田で耕作が難しいため 2番哲西町八鳥地内、田4筆、農地法第3条の所有権移転。 3番哲西町大野部地内、田3筆、圃場へ水が来ないため。 4番哲西町大野部地内、田1筆、圃場へ水が来ないため。 で、でています。以上です。</p> <p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。1番より順次。</p>
泉委員	<p>推進3番泉です。確認日は12月7日に平委員と行いました。場所は、国道180号線を●●方面に行きますと●●に入ったところに●●●●があります。そこを左に入り●●●●があります。そこから200m進んだところに圃場がありました。非常に圃場の条件が悪く、作りにくい田です。以上です。</p>
妹尾(元)委員	<p>推進10番妹尾です。2番、先程の3条4番の案件で問題ないと思います。3番4番は、先程の●●さんの倉庫より1.5キロ手前のところで条件が悪く、圃場へ水が入らないためです。以上です。</p>
会長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願ひします。</p>
事務局	<p>「ありません。」</p>
会長	<p>続きまして、その他ですが事務局からありますか。</p>
小寺局長	<p>この後、年金の研修を予定しておりますが、その前に農政部会で相談させていただきたいので時間をいただければと思います。</p>
真治主任	<p>その他で、はじめに、2026年の農業委員会手帳を配布させていただいております。今年の手帳に入れている身分証明書を2026年の手帳に入れ替えて、ご使用ください。</p> <p>続きまして、女性農業委員に関するアンケートを配布しています。記入していただき、次回の総会までに提出をお願いします。記入が終わっている方はこの後でも受け取ります。</p> <p>続きまして、来月の総会の日程はまだ発表されておりませんが、来月の総会は、第1回総会のため、総会開始前に写真撮影を行います。総会開始時間より少し早めに来ていただけたらと思います。来月の総会開始</p>

	時間は15時30分としていますので、15時20分までにお集まりください。 続きまして、本日は、この後農業者年金の講習会を行いますので、しばらくお待ちください。以上です。
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。1月20日火曜日、午後3時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
会長	神山代理、閉会の挨拶をお願いします。
神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。（閉会挨拶）

(閉会時刻 午前 11 時 06 分)

令和7年12月26日作成

署名委員

議長

委員

委員